



平成 30 年 5 月 30 日

各位

会 社 名 株式会社アーレスティ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 新  
(コード番号 5852 東証第1部)  
問合せ先 経営企画部長 成家 秀樹  
(TEL 03-6369-8664)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 30 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 97 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

当社は、長期的な経営の方向性を示した 10 年ビジョンの中で、「信頼を究めよう 2025」を基本方針に、「お客様からの信頼 No.1」「グローバルで車の軽量化に役立つ」「売上高 2000 億円+ $\alpha$ 」をありたい姿としております。この 10 年ビジョンに向けて、中期経営計画「1618 中期経営計画」では、ものづくりを究め進化させ、アーレスティプロダクションウェイを確立していくため、全役職員が積極的に活動し計画達成を目指して全力で取り組んでおります。

本制度は、10 年ビジョンと中期経営計画の実現に向けて、①当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること、②株主の皆様との一層の価値共有を進めること、③中長期的な業績目標との連動性を一層高めること、の 3 点を目的として役員の報酬体系の見直しを行い、導入を決定しました。

##### (2) 中期経営計画との連動性

当社取締役の報酬は、従来固定報酬である基本報酬部分、毎期の業績達成度合いに応じて変動する業績連動報酬部分、長期インセンティブ部分として株式報酬型ストック・オプションによる体系となっておりました。今回目的に沿って役員報酬体系の見直しを行い、業績連動報酬部分の一部を「業績連動型譲渡制限付株式」に、長期インセンティブ部分を「勤務継続型譲渡制限付株式」とすることとします。本制度では、譲渡制限付株式の一部を、中期経営計画の達成状況や業績等に基づき報酬額を決定する仕組みとすることで、より中長期的な観点での業績向上や株主の皆様との価値共有を図ってまいります。

本制度導入後の役員報酬において、各々の役員等の総報酬額に占めるアーレスティグループの

業績状況と連動する報酬の比率は30%程度、株式による報酬の比率は15%程度を目安とし、概ね役位に応じて比率が高まる形としております。

### (3) 本制度の導入の条件

本株主総会では現行報酬制度の一部及び現行ストック・オプション報酬に代えて本制度を新たに導入するため、本制度の対象となる取締役（以下「対象取締役」という。）に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会において、本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプションは廃止することとし、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

## 2. 本制度の内容について

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の中長期的な業績目標達成を条件とする「業績連動型譲渡制限付株式」、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」により構成することとします。

対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、これを保有させるものです。ただし、当社は対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）を一定の期間中は自由に譲渡できないものとし、本割当契約に定める条件を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社に返還（譲渡）するものといたします。

海外に在勤・在住する取締役に対しては、本制度の趣旨に沿って、各国の報酬規制・慣行等を勘案し、同等の報酬を支給いたします。

### (2) 「業績連動型譲渡制限付株式」

「業績連動型譲渡制限付株式」は当社中期経営計画に連動した報酬として導入するものです。対象取締役は取締役（監査等委員である取締役を除く。）とし、中期経営計画の対象期間（原則3年間）を対象とし、その初年度に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式により支給いたします。対象期間終了後、中期経営計画にて定める経営指標にてその目標の達成度合いや業績状況を評価し、それに応じた本割当株式について譲渡制限を解除いたします。解除しない本割当株式については当社が対象取締役より無償取得いたします。

なお、本事業年度は「1618 中期経営計画」の最終年度となることから、対象期間は1年とし、「1618 中期経営計画」にて定めた経営指標（売上高、営業利益率、総資産利益率（ROA）、自己資本利益率（ROE））で評価いたします。

### (3) 「勤務継続型譲渡制限付株式」

「勤務継続型譲渡制限付株式」は現行ストック・オプション報酬に代え導入するものです。対象取締役は取締役(社外取締役を除く。)とし、役位ごとにあらかじめ定められた報酬額に基づき、譲渡制限付株式により支給いたします。譲渡制限は支給より30年後又は役員等退任時に解除いたします。

### (4) 本制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式

新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、本制度に係る対象取締役のうち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を112百万円以内とし、交付を受ける当社の普通株式の総数は1事業年度22万4千株以内とします。また、監査等委員である取締役(社外取締役を除く。)については報酬額を8百万円以内とし、交付を受ける当社の普通株式の総数は1事業年度1万6千株以内とします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする。)。また、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

### (5) 報酬額の考え方

本制度導入に際しての報酬改定において、「業績連動型譲渡制限付株式」につきましては、67百万円の上限とする予定ですが、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であり、実質的に1事業年度約22百万円以内での支給と評価できると考えます。今般新たに本制度を導入する本事業年度は、「1618中期経営計画」の3年度目であることから、「業績連動型譲渡制限付株式」については総額22百万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたします。

「勤務継続型譲渡制限付株式」につきましては、現行のストック・オプション報酬額と同等の金額を目途に支給することを想定しております。第97回定時株主総会にて、本制度の承認がなされた場合については、ストック・オプション報酬に対する報酬枠を廃止することから、「勤務継続型譲渡制限付株式」の導入後も、対象取締役に対する支給額は現行から実質的に変わらないものと評価できると考えます。

## 3. 本制度の執行役員への適用

第97回定時株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただければ、当社執行役員に対しても「業績連動型譲渡制限付株式」を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに交付する予定です。

以上

【ご参考】

	業績連動型譲渡制限付株式	勤務継続型譲渡制限付株式
対象者	取締役（除く監査等委員）及び執行役員	監査等委員を含む取締役（除く社外取締役）
金額（上限）	取締役（除く監査等委員）67百万円※ 上限13.4万株 （別途執行役員にも付与予定） ※中期経営計画の対象期間（原則3事業年度）で 期間按分して算定した場合、1事業年度当たり 約22百万円以内での支給と評価できる。	取締役（除く監査等委員）45百万円※ 取締役（監査等委員）8百万円※ 各上限9万株、1.6万株 ※本制度承認の場合には、同額のストック・オプション報酬は廃止
譲渡制限の 期間	原則中期経営計画にあわせ3年 （本事業年度は1年）	30年
譲渡制限の 解除条件	勤務条件 業績条件	勤務条件